

第9章 地方農政局

第1節 地方農政局の強化

1 機構及び定員

地方農政局（本局）関係組織定員要求については、最近の農林水産業をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、地域農政の積極的かつ効率的な展開を図る上で緊急性の高い重要部門及び新規政策等に対応する部門に重点を置いて行った。平成7年度においては、総務部に厚生課を新設し、表1のとおり新規105名（職名18）、振替95名（職名19）の整備となった。

また、定員については、6年度末において、地方農

政局全体で11,429人であったが7年度は平成3年7月5日付け閣議決定「平成4年度以降の定員管理について」に基づき、平成4年度以降5年間の各年度当初において、定員削減目標の1/5の人員を定員から削減することとなり、地方農政局全体として126人（本局（統計情報部を含む）16人、統計情報事務所・出張所73人、国営土地改良事業所37人（一般会計0、特別会計37人）の定員削減が行われたこと等により、結果として表2のとおりとなった。

地方農政局国営土地改良事業所等については、事業の完了に伴い、平成7年度においては、表3のとおりその新設、廃止が行われた。

表1 地方農政局（本局）の組織の整備

組 織	組織の整備	備 考
企画調整室	広報係長（新規）	1 中四
総務部	調査係長（調査広報係長振替）	1 中四
	契約係長（新規）	7 東北、北陸、東海、近畿、中四、九州
管財課	合同庁舎管理係長（庁舎管理係長振替）	1 中四
厚生課	課長（新規）	7 東北、関東、北陸、東海、近畿、中四、九州
	課長補佐（厚生）（総務課より振替）	7 東北、関東、北陸、東海、近畿、中四、九州
	課長補佐（共済）（新規）	6 東北、関東、北陸、東海、中四、九州
	課長補佐（共済）（総務課より振替）	1 近畿
	厚生係長（総務課より振替）	7 東北、関東、北陸、東海、近畿、中四、九州
	厚生係主任（総務課より振替）	7 東北、関東、北陸、東海、近畿、中四、九州
	宿舍係長（総務課より振替）	7 東北、関東、北陸、東海、近畿、中四、九州
	宿舍係員（総務課より振替）	2 東北、関東
	宿舍係主任（総務課より振替）	1 九州
	共済組合第1係長（総務課より振替）	7 東北、関東、北陸、東海、近畿、中四、九州
	共済組合第1係員（新規）	4 関東2、北陸2
	共済組合第1係員（総務課より振替）	13 東北2、東海3、近畿3、中四3、九州2
	共済組合第1係主任（総務課より振替）	6 東北、関東、北陸、近畿、中四、九州
	共済組合第2係長（総務課より振替）	7 東北、関東、北陸、東海、近畿、中四、九州
	共済組合第2係員（新規）	18 東北4、関東4、北陸、東海、近畿2、中四3、九州3
	共済組合第2係員（総務課より振替）	6 関東、北陸、東海、近畿、中四、九州

		共済組合第3係長(新規)	7	東北, 関東, 北陸 東海, 近畿, 中四, 九州
		共済組合第3係員(新規)	17	東北3, 関東4, 北陸 東海, 近畿2, 中四3, 九州3
		共済組合第4係長(新規)	7	東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中四, 九州
		共済組合第4係員(新規)	8	東北, 関東2, 北陸 東海, 近畿, 中四, 九州
農政部	構造改善課	課長補佐(地域・中山間)(課長 補佐(地域)振替)	2	関東, 北陸
	管理課	中山間指導係長(新規) 農地集団化指導官(換地官振 替)	2 8	東北2, 関東, 北陸 東海, 近畿, 中四, 九州
生産流通部	農産普及課	環境保全型農業専門官(新規) 農政調整官(技術指導)(農政調 整官(技術指導・公害)振替)	2 2	近畿, 中四 近畿, 中四
	企業流通課	環境係長(公害係長振替)	2	近畿, 中四
計画部	資源課	流通構造改善係長(新規)	1	東北
建設部	設計課	環境調査係長(新規) 技術審査官(新規)	1 7	九州 東北, 関東, 北陸 東海, 近畿, 中四, 九州
		技術審査係長(新規)	7	東北, 関東, 北陸 東海, 近畿, 中四, 九州
		事業調整係長(新規)	2	東北, 東海
統計情報部	開発課	中山間総合整備係長(新規) 情報システム管理官(統計情報 事務所動態統計課長振替)	1 8	九州 東北, 関東2, 北陸 東海, 近畿, 中四, 九州

表2 定員関係

組織等	7年4月~9月	7年10月~8年3月	6年度末
地方農政局(本局)	2,836人	2,919人	2,830人
統計情報事務所・出張所	4,917	4,917	4,990
海岸事業	48	48	48
地すべり対策事業	70	70	62
国営土地改良事業特別会計	3,454	3,457	3,499
地方農政局計	11,325	11,411	11,429

表3 7年度に新設又は廃止した事業(事務)所

地方農政局	新設事業(事務)所	廃止事業(事務)所
東 北	山元農地整備事業所	
関 東	安曇野農業水利事業所	飯山開拓建設事業所 那須野原開拓建設事業所
北 陸	邑知地溝帯農地防災事業所	
東 海	宮川用水第二期農業水利事業所	南知多開拓建設事業所
中 国 四 国	山陽中部土地改良建設事業所	広島北部農地整備事業所

2 権限の移譲

農林行政に関する企画的事務及び全国的調整を要する事務を除く実施事務については、従来から極力地方農政局長にその権限を移譲し、地域の实情に即して運用し得るよう取り進めている。7年度末現在における権限移譲件数は、表4のとおりであり、これを権限移譲方式別にみると、法令による地方農政局長等への権限の委任は89件(管理事務についての訓令による委任を含む。)地方農政局発足以来の専決事項件数の逐年増減状況は、表5のとおりである。

表4 地方農政局長への権限委譲

(平成7年度末現在)

(1) 権限委譲事項(補助金交付決定権限の委任を除く。)

	管 理 業 務 計
地方農政局長等への委任	83 6 89
地方農政局長等専決	6 268 274

(2) 地方農政局長権限の下位専決件数

	管 理 業 務 計
本局部長専決	17 41 58
本局課長専決	4 — 4
事務所等の長専決	2 — 2
事務所等の部長・課長専決	12 9 21
計	35 50 85